

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、安芸高田市選挙管理委員会等から報告があつた。

平成二十九年九月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

施設の名称	所在地	取消年月日
甲立基幹集落センター	安芸高田市甲田町上甲立 387 番地 2	平成 29 年 9 月 1 日
戸谷老人憩いの家	山県郡北広島町戸谷 2932 番地 1	平成 29 年 9 月 1 日
古川集会所	山県郡北広島町本地 46 番地	平成 29 年 9 月 1 日